

## 代表および孫出品者向けご案内

本ご案内は地方自治体や業界団体等（代表出品者）が複数の企業等（孫出品者）をとりまとめて出品する場合の留意事項等をまとめたものです。該当する場合は「出品案内書」および本紙の内容についてご確認のうえお申してください。

### ◆◇お申込み条件◆◇

ご提出いただく「代表出品に係る同意書」の全ての内容に同意いただく必要があります。

### ◆◇出品料について◆◇

- (1) **メンバー構成比において中小企業料金の適用条件を満たす事業者が 2/3 以上の場合、出品料は中小企業料金が適用されます。**

なお、代表出品者自身が出品物を有する場合は構成メンバーとして1カウントとしますが、代表出品者が出品物を有さない場合は、構成メンバーとしてカウントしません。（例えば、代表出品者が出品物を有する商社等の場合は構成メンバーの1事業者とするが、出品物を有さない自治体・業界団体等の場合は構成メンバーの数には入れない。）

- (2) 本出品形態については、孫出品者がジエトロメンバーズであっても割引料金は適用されません。
- (3) 出品料の請求書は、代表出品者宛に発行します。

### ◆◇申込枠毎の利用制限について◆◇

枠に応じて以下の通り利用者数に制限があります。

- ① 通常枠：1小間に対して孫出品者は最大2社・団体まで。
- ② ニューチャレンジャー、オープン枠：1枠に対して孫出品者は1社・団体まで。